

日本カナダ会

(Japan Canada Kai) 会則

(名称と事務所)

第一条 本会は日本カナダ会(Japan Canada Kai) という。

第二条 本会の事務所は神戸市垂水区東舞子町5-11-109に置く。

(目的)

第三条 本会は日加間の文化交流を通して、会員相互の親睦と両国民の親善を図る事を目的とする。

(事業)

第四条 本会は会の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 総会
- (2) 日加両国政府・地方自治体の国際交流事業への協力
- (3) 講演会
- (4) ポーラーベアスイム、お花見、バーベキュー、感謝祭の集いなど親睦・交流会の開催
- (5) ニュースレターの発行
- (6) その他必要な事業

(会員と会費)

- 第五条
- (1) 本会の会員は日加両国に関心があり、所定の年会費を納めた者とする。
 - (2) 年会費は1,000円とする。(年度途中から入会した会員についても同額とする。年度途中で退会した会員については年会費の返還は行わない。)
 - (3) 2年連続して会費を支払わない場合は、会員資格を失効するものとする。
 - (4) 総会において承認されたものを名誉会員とする。

(委員)

第六条 会員は若干名の委員を選出し、これをもって運営委員会を構成し、会の運営に当たる。

(委員の任期)

第七条 委員の任期は総会において選出された日から次回の総会が開催される日までとし、再任を妨げない。

(会議)

- 第八条
- (1) 総会は原則として年1回開催する。
 - (2) 委員会は随時開催し、活動の企画をする。

(会計)

- 第九条
- (1) 本会の経費は会員の年会費、寄付金、助成金、事業収入などをもって、これに充てる。
 - (2) 会計年度は毎年1月1日に始まり、当年12月31日に終わる。

この会則は2024年度の総会で承認し、同日より施行する。